

75歳以上の方と

【令和7年度版】

65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度



支えあいのしくみ

医療費から、高齢者の皆様が窓口で支払う自己負担分(1割～3割)を除いた費用(医療給付費)について、約5割を公費(税金)で、約4割を若い世代の保険料で、残りを高齢者の皆様の保険料でまかなう仕組みです。

高齢者の医療費

自己負担

1割
2割
3割

高齢者の医療給付費

公費(税金) 約5割

高齢者の保険料
約1割

若い世代の保険料 約4割

運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が実施しており、北海道では北海道後期高齢者医療広域連合が主体(保険者)となり、市区町村と協力して運営しています。

広域連合

運営主体(保険者)となり、

- 資格情報のお知らせ・資格確認書等の交付
- 医療を受けたときの給付
- 保険料の決定
- 保健事業の企画を行います

市区町村

- 資格情報のお知らせ・資格確認書等の引き渡し
- 申請や届出の受付
- 保険料の徴収
- 保健事業の推進実施

健康診査 を受けましょう

- 健康診査は、ご自身の健康状態、フレイル状態(加齢にともない、気力や体力など心身の活力が低下した状態)を知る第一歩で、生活習慣病の発症や悪化防止、フレイル防止につなげる機会となります。
- 1年に1回健康診査を受けて、ご自身の健康状態を確認し、健康管理に努めましょう。
《詳しくはお住まいの市区町村窓口へお問い合わせください。》